

2023 No. **1** <u>4</u> 1

3 月定例会号



議会だより「くらて」 の WEB 版はこちらがら

おもな内容

- P2 令和5年度一般会計当初予算
- P5 その他の質疑・第1回臨時会
- P7 知りたいこと<mark>望</mark>むこと~4人が一般質問~

第2回定例会

令和5年度一般会計

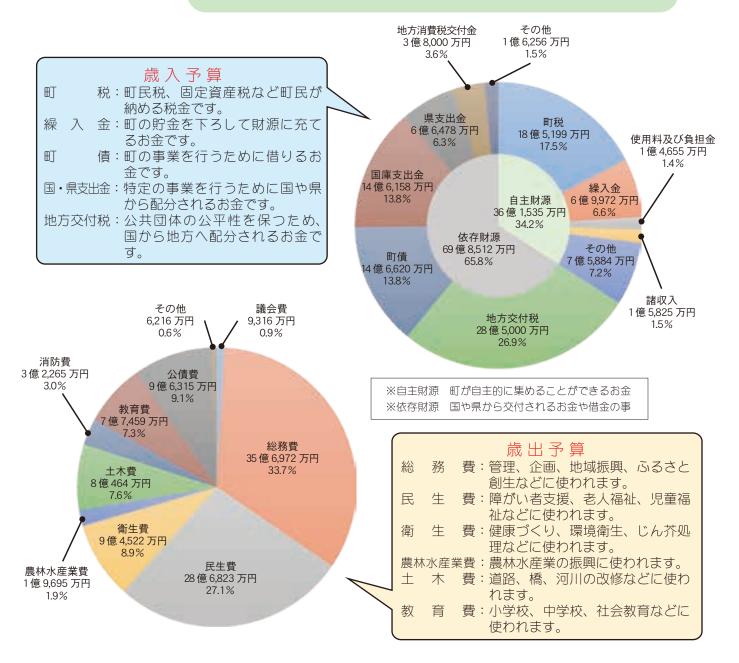
当初予算を修正して可決

総額 106 億 47 万円 対前年度比 14億3,137万円(16.2%)の増額



令和5年第2回定例会が3月1日から15日までの5日間の会期で開催されました。

15日間の会期で開催されました。 議会では、町長から提案された令和5年度一般会計当初予算をはじめ、各特別会計等当初予算9件、令和4年度一般会計等補正予算3件、条例の制定、一部改正並びに廃止等が19件、その他の議案2件の計33件の議案を審議しました。



令和5年度 般会計。特別会計。 企業会計 予算繼語

	会計	- 名	令和5年度	令和4年度	対前年 度比
	一般会計	修正部分	△1,584万円		
		修正を除く原案	106億47万円	91億1,911万円	116.2%
	国民健康保険事業		1 7億7, 2 7 8万円	18億6,623万円	95.0%
特	かんがい施設維持管理	里運営費	5,185万円	5,210万円	99.5%
別	後期高齢者医療		3億1,259万円	2億9,518万円	105.9%
会	住宅新築資金等		5 6 6 万円	695万円	81.4%
計	谷山池パイプラインス	K利施設維持管理運営費	709万円	734万円	96.6%
	地方独立行政法人<	らて病院貸付金等	3億5,840万円	2億6,050万円	137.6%
企業会計	水 道 事 業 会	計	4億9,311万円	5億1,617万円	95.5%
会計	下 水 道 事 業	会計	11億632万円	11億4,906万円	96.3%

※数字は四捨五入しているため、必ずしも合計額と一致しているとは限りません。

修正動議が 提出される!

できない。

ないその他の部分も可決 を可決し、修正されてい の結果、 審査の付託を受けた予算 正動議が提出され、審議 特別委員会において、修 般会計当初予算は 修正された部分

できない。

症」に移行することに伴 なっています。 るための幼稚園費などと 園が子ども・子育て支援 役場新庁舎等の建設工 れる新型コロナウイルス 費支援の見直し等が行わ 感染症が「5類相当感染 は、新型コロナウイルス な歳出予算 (使うお金 新制度の幼稚園に移行す 等建設費、また鞍手幼稚 的に始まることから庁舎 った主な歳入予算は 一方、減額された主 外構の建設等が本格 医療提供体制及び公

にキャッシュレス商品券 感染症接種事業費、新た を導入する地域振興券発 行支援事業費などです。

違っていたとの理由か 限に従って教育委員会が 上と言える。 ら、独断で予算措置され の思い描いていた場所と 断と偏見に満ちた予算計 の将来的な計画もなく独 たものであり、当該敷地 したが、その結果が町長 小学校の新設場所を選定 地盤調查業務委託料 法が認める職務権

域おこし協力隊活動費 我々議会はこのような町 長の暴走を見逃すことは に使うべきものであり、 力隊募集事務費」及び「地 予算は真に町民のため また、「地域おこし協 賛成者 賛成者 提出者 賛成者 賛成者

> 篠原 有働 添田

田中

三輝

由紀生 哲哉 修正動議の内容 されました。

和5年度に増額と

のです。 目的とした地域おこし協 円)及び地域力の維持・ の関連予算を削除するも 強化を図っていくことを 係る予算(1千200万 の地盤調査業務委託料に 力隊(383万5千円) れた旧鞍手北中学校跡地 今回、新たに盛り込

修正の理由

現スキルで十分に対応で

きる。 きる内容であると判断で

することは認めることが する予算を公金より支出 と言わざるを得ない。 への点数稼ぎであり、著 入れもなく、ただ単に国 力隊」に対し何らの思い しく議会を軽んじている よって、これらに関連 町長は「地域おこし協 差なく、広報担当職員の 言した概要は、前回と大 れていたことから減額修 との概要が著しくかけ離 奨する内容と、町長が抱 たが、議会は総務省が推 計予算にも計上されてい 和4年度の鞍手町一般会 正を行ったものである。 く「地域おこし協力隊」 についての予算項目は令 今回も同様に町長の発

人権擁護委員の推薦



石松 葉氏

期が本年6月30日で とに全員賛成で同意 同氏を再推薦するこ 満了することに伴い、

しました。

に関する法律施行条例 鞍手町個人情報の保護

的人権です。 利は憲法が保障する基本 プライバシーを守る権

いるものです。 的外利用が可能とされて ずに、第三者に提供、日 ないようにした情報の事 当該個人情報を復元でき うに個人情報を加工し、 の個人を識別できないよ なるため本人の同意を得 匿名加工情報とは特定 非個人情報の扱いと

> 案募集を義務付けていな 名加工情報の利活用の提 あり、極めて慎重に検討 不安がぬぐえない側面も の提供は、 いのではありませんか。 議会では、 また、ある自治体の審 市町村には、 住民にとって 匿名加工情報

侵害、利益誘導や官民癒 供することが行政の仕事 企業利益のために外部提 意なく目的外に流用し、 の法律施行条例には反対 責務を放棄し、本人の同 看にも繋がりかねないこ 事件は、相次いでいます。 と言えるのでしょうか。 個人のプライバシーの 個人情報の漏洩などの 行政が個人情報を守る

西藤 典子

鞍手町職員の勤務時間 休暇等に関する条例 部を改正する条例

が改正されるものです。 が65歳まで段階的に引き の一部が改正され、定年 上げられることから条例 これは、 内容は令和5年度より 地方公務員法

> 2年に1歳ずつ定年の基 了するものです。 後の令和13年に改正が完 準が引き上げられ、8年

ることになります。 もある退職金が目減りす とができなくなったとき の理由で65歳まで働くこ 働くことができるように 引き上げられ、65歳まで ます。年金の支給年齢が らえないようになってい となり、退職金が満額も 職すれば、依願退職扱い を過ぎても65歳以前に退 なったとはいえ、何らか は、それまでの慰労金で に退職する職員は、 しかし、令和13年以降 60 歳

う意見も出されていま

して行く必要があるとい

第9号、 第12号、第19号、第20号 6号、第7号、第8号、 案第5号及び関連する第 についても反対します。 以上の理由により、 第10号、 、第11号

宇田川 亮

令和5年度一般会計予算

算は、 拡を進める初年度予算で 年間で43兆円という大軍 保3文書に基づいて、5 捨てることを宣言した安 防衛を完全にかなぐり 策の大転換を掲げて専守 岸 田政権の新年度予 戦後の安全保障政

> 質削減となっています。 障費は1, す。軍拡のために社会保 年予算というべきもので あり、戦争国家づくり元 圧縮され、年金給付は実 500億円も

にほかなりません。 という戦後最悪の予算案 中に、軍事費につぎ込む が国民を苦しめている最 て予算倍増は、 板倒れとなり、 物価高騰 全くの看

は、心から歓迎するもの が盛り込まれていること 卒業に至るまでが対象 も医療費の無料化の拡大 度も取り上げてきた子ど 日本共産党がこれまで何 算案に追随するものです 案は、基本的に政府の予 (令和5年10月より高校 鞍手町の新年度予算 厳しい町財政の中、

て反対討論とします。 に組み替えることを求め 中小業者を応援する予算 に生理用品を置くことな 学校や公共施設のトイレ 料・利用料の減免制度 下げや町独自の介護保険 高すぎる国保税の引き 町民生活と子育て、

岸田首相が掲げた子育

います。

宇田川

き議案である。 姿勢が最も反映されるべ 町長の政治

なった。 未聞の状況を招く結果と から減額修正される前代 しかし2年続けて議会

多大な混乱を生じさせて 乱させ、児童や関係者に るを得ず、教育行政を混 度予算に計上されていな 長の思い描く場所と違っ り作成した報告書を、 員会が職務権限にのっと ずで愚かな行為と言わざ いということは、恥知ら にも関わらず、令和5年 に関する予算を要求した け取ろうとはせず、統合 ていたということで、 本来、法的に町長が拒む ことは許されない教育委 また、小学校統合では、 受 B.T

般会計予算は認められな 脱し、児童たちを犠牲に ど重要な予算が計上さ 舎建設に関連する事業な 向上に向けた事業や、 すらできず職務権限を逸 知しているが、法の解釈 れていることは十分承 した令和5年度鞍手町 本議案は、町民の生活 庁

田中

健康保険事業特別会計 令和 5 年度鞍手町国 民

うべきです。 料負担軽減策の拡充を行 低所得者層に対する保険 庫負担割合の引き上げや 導入が、更に追い打ちを 月からのインボイス制度 らしも営業も厳しさを増 更なる高騰等により、 染症や原油価格・物価 き下げてほしいという願 かけることとなっていま すばかりです。また、 いも切実です。国は、 す。高すぎる国保税を引 新型コロ ナウイルス感 10 玉 暮

割を無くし、国に対し抜 子どもにまで国保税をか たが、生まれたばかりの 学児の均等割の5割が軽 求めていくことを申し上 本的な追加の公費投入を けている状況は変わって 減されるようになりま いません。子どもの均等 2022年度より未就

げて反対討論とします。

※質疑の内容、答弁は紙面の都合上、要約しています。 - 祝記 会議録は、鞍手町ホームページや議会事務局で閲覧できます。

陳 情

求める陳情の勧誘・配達・集員への政党機関紙

撃した内容です。

日本共産党の先輩方は

旗新聞と日本共産党を攻

この陳情は明らかに赤

集金等は行っています。 理規則に基づいて、配達・

(賛成多数で採択)

を掲げていました。 れながらも侵略戦争反対 拷問を受け監獄に入れら

今、岸田政権が大軍拡

明るい福岡県を作る会 高橋 幸子

び起こしているのではな

自体が、第2の戦前を呼 を打ち立てて、この陳情

いかとも考えられます。

もう一つ、この中身は

●陳情者

求める陳情達・集金を自粛するよう の政党機関紙の勧誘・配庁舎内における職員へ

> のではないでしょうか。 関誌が対象になってくる から宗教新聞、全ての機 の政党紙や運動体、それ は赤旗新聞のみでなく他 書いてありますが、これ 政党新聞と政党機関誌と

治活動を妨害するもので れは憲法で認められた政 金という問題であり、こ 機関誌の勧誘・配達・集 この陳情の内容は政党

陳情に対し反対します。

宇田川

はないのか。

これを認めるわけにもい 自粛を求めるという陳情 もあり、それを外部から しかも個人との契約で すべきではないし、

その 他の質疑

これまでも庁舎内の管

とあるが、この範囲は、 問 |鞍手町公共施設 利活用検討委員会

総務課長 今回、 設 置

いただいております。

す。 調査検討を行っていきま 活用計画が定められない 設等のうち、具体的な利 貸、 別計画において売却、賃 ものをこの検討委員会で 討方針が示された公共施 設等総合管理計画及び個 員会では、 除去、転用などの検 鞍手町公共施 する検討 委

であると考えますので、 かに憲法を逸脱したもの いうことは、これは明ら これを全て自粛すると が、なぜ4月1日からで からの施行となっている 条例で令和5年10月1日 |鞍手町子ども医療 費の支給に関する

りました。 員からも反対討論があ その他、 西藤典子議

> 保 険健

康課長

議案の 可決を

前提に申し上げますと、

等 Ź それから、

会について教えてくださ () 問 事業計画検討委員 鞍手町公共下水道

福岡県が汚水処理構想の 上下水道課長 令和6 年度に

ました。 を立ち上げることとなり ために、 処理構想の見直しを行う 和5年度に鞍手町の汚水 ます。それに合わせ、令 見直しを県内一斉で行い この検討委員会

10月1日の施行とさせて 期間を要すると想定し、 等も含めて、半年程度の 年度末対象世帯への周知 3ヶ月程度かかります。 今後のスケジュールとし システムの改修に約 18歳になる

主な質疑

と詳しく。 て、 が、この事業内容をもっ 談支援に係る経費とし 問 予算計上されている |出産・子育て応援 交付金の伴走型相

保険健康課長 令和 4 年度国

での子どもさんに面談等 スや出産から2歳程度ま 子育てに対するアドバイ の第2次補正予算で予算 育て世代包括支援センタ 付けがされたもので、 の職員等が、 出産及び

第 回 臨時

算1件が審議されました。 第1回臨時会が、 1月16日に行われ、 補正予

令 和 4 年度 (賛成11人、欠席1人で可決) 補正予算第7号 一般会計 予算第7

うのです。 を行って子育て支援を行

なるのか。 補正予算での計 だが、 今後はどう

上

保険健康課長 次年度 国は

なので、 く考えです。 継続して支援を行ってい ても令和5年度以降も予 出産された方に対して 算要求し、妊娠あるいは 恒久化を目指すとの考え 以降もこの事業に関し、 本町におきまし

令和5年第2回定例会議案議決結果及び議員別賛否一覧表

議長は裁決には加わりません。○は賛成、●は反対を表しています

議論			1		г									
情報公前・個人橋智保護書音会美別			野口羊	田中一		新谷	篠原	有働	栗田田	許斐	西藤	的野	山	議決
個人情報の保護に関する法律形行系例		政勝	恵子	三		留晴	哲哉	徳仁	美 和	英 幸	典子	信之	紀生	結果
照護問題選案例の一部改正	情報公開・個人情報保護審査会条例	0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
四島の動脈隔離、体影等に関する条例の一部改正 日本の関係を表別の一部改正 日本の国を表別の一部改正 日本の国を表別を上する条例 日本の国を表別の一部会正の国を基準を表別の名称を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別のの一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別のの一部会正の国を表別の一部会正の国を表別のの一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別のの一部会正の国を表別のの一部会正の国を表別の一部会正の国を表別のの一部会正の国を表別のの一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別を表別の一部会正の国を表別の主意知を表別の主意のの主意の、一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一部会正の国を表別の一定の国を表別の一定の国を表別の一定の国を表別の一定の国を表別の一定の国を表別の一定の国で国を表別の一定の国を表別の一定の国を表別の一定の国を表別の一定の国で国を表別の一定の国を表別の一定の国で国を表別の一定の国を表別のの国の正の国	個人情報の保護に関する法律施行条例	0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
磁員の腎児体薬等に関する条例の一部改正	附属機関設置条例の一部改正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
職員の極給の事由及び不の手級別集に関する条例の一部改正	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正	0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
部政正	職員の育児休業等に関する条例の一部改正	0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
職員の定任等に関する条例の一部改正		0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
公益的法人等への鞍手町職員の派遣等に関する条例の一部改正	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正	0	0	0		•	0	0	0	0	•	0	0	可決
一般職の議合の給与等に関する条例の一部改正	職員の定年等に関する条例の一部改正	0	0	0			0	0	0	0		0	0	可決
職員退職予当支税条例の一部改正		0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
国民健康保険条例の一部改正	一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正	0	0	0		0	0	0	0	0		0	0	可決
子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	職員退職手当支給条例の一部改正	0	0	0	•	•	0	0	0	0	•	0	0	可決
雷度降がい者医療費の支給に関する条例の一部改正	国民健康保険条例の一部改正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
特定数官・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に	子ども医療費の支給に関する条例等の一部改正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
関する基準を定める条例の一部改正	重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
3条例の一部改正		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
を定める条例の一部改正		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
準に関する条例の一部改正 職員の再任用に関する条例を廃止する条例		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
令和4年度一般会計補正予算(第8号)		0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
令和 4 年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第 4 号) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	職員の再任用に関する条例を廃止する条例	0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	令和4年度一般会計補正予算(第8号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
令和5年度一般会計予算(修正案)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
令和5年度一般会計予算(修正案を除く原案) ○ ● ● ○ </td <td>令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)</td> <td>0</td> <td>可決</td>	令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
令和5年度国民健康保険事業特別会計予算	令和5年度一般会計予算(修正案)	0	•	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
令和5年度後期高齢者医療特別会計予算	令和5年度一般会計予算(修正案を除く原案)	0	0			0	0	0	0	0		0	0	可決
令和5年度住宅新築資金等特別会計予算 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	令和5年度国民健康保険事業特別会計予算	0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
令和5年度かんがい施設維持管理運営費特別会計予算 O	令和5年度後期高齢者医療特別会計予算	0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
令和5年度谷山池パイプライン水利施設維持管理運営 費特別会計予算 O	令和5年度住宅新築資金等特別会計予算	0	0	0	•	0	0	0	0	0	•	0	0	可決
費特別会計予算 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	令和5年度かんがい施設維持管理運営費特別会計予算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
会計予算 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
令和5年度下水道事業会計予算 O O O O O O O O O O O O O O O O O O O		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
	令和5年度水道事業会計予算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
民事調停の申立て O	令和5年度下水道事業会計予算	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決
	民事調停の申立て	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	可決

4人が -般質問

1.		二三輝	議員•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
	.1.224.4	ホのタホᄉルー	ヘハイ											

	\ \ \ / /C													
2.	栗田	美 和	議員・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9



小学校統合の時期は?

教育長

考えてい

障や学校生活などが犠牲

になります。

が進まず、

児童の学力保

いては、

町長査定のなか

予算要求につ 令和5年

度

教育課長

統合に向けての話し合い 受け取らなかったことで 決定した報告書を町長が

町長が教育委員会の 報告書の受取りを拒否。

教統 教育委員会の職ない合小学校に係る 育委員会 務る

問

員

会の報告書を

なぜ町長は、

教

育

額削られています。

全て予算計上しないと言

要求した予算は

町長の責任において

年 込

までに複式学級を

時期は。

統合小学

校

の

開

校

まれてお

令和

大きな! ま 編 11 見 $\overline{}$ た、 も4校に増加します。 成 のような状況では、 せざるを得な 課 校 舎の 題となって 老朽化 い 学 (1 ŧ

時間

別として令和 で考えると、

9 最 発早い

年と考

統合小学校は

を に

し関

なす

教育

建 設

計

造

成

築工事の期

えていました。

しかし、

教育委員会で

かったのか。

学校の統合は必要だとくなります。今後の生きる力を養う上でも小数であることから、切数であることから、切ります。今後の生きるがあることから、切ります。 学力が十分保障できる 刀を養う上でも小ります。今後の生際する機会も少な います。 少人 切

教育 _ 小 学 必要性は。 長 校を統 ŧ \Rightarrow . 一後、 減 少 合する すると 童

ます。 は、「教育委員会の所管校となる学校について 設置」に、統合により

該当するものと考えてい に属する学校の廃止」に

とから、 受け取りを拒否されま たことだからと、 教育委員会が勝手に決め 申し出ましたが、これは、 るよう再三、 基づく決定文書であるこ 教育委員会の職務権限に 報告書を受け取 教育課長と 町長は

決定しています。 また、 法の規定による

員会は、 第 1 学校敷地を建設地とし づき、全会一致で剣南 されてきました。 さわしいと繰り返 しかしながら、 合小 項 学校の建設地にふ し主張

れています。

統合小学校として新設

る法律の第21条に規定さ 政の組織及び運営に関す

二三輝

きま

しては、

地方教育行

長

教育委員会の

職

務権限につ

田中

会の所管に属する学校の する学校は、「教育委員

廃

第1号の規定に基 地教行法第11条 教育委

受け取らなかったの

育 手町 北 長 虫は、

· 学 校 IΒ

が鞍

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条並びに第22条の解釈について最高裁判例より抜粋 (裁判官の職務権限に関する解説)

地方公共団体の長(町長)の職務権限

教育委員会が下した決定については、地方公共団体の 長は、著しく合理性に欠きそのために予算執行の適正確 保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、 その決定を尊重し、その内容に応じた財務会計上の処理 をとるべき義務があり、これを拒むことは、許されない と解するのが相当である。

さらに、地方公共団体の長は、関係規定に基づき、予 算執行の適正を確保すべき責任を地方公共団体に対して 負担するものであるが反面、同法に基づく独立した機関 としての教育委員会の有する固有の権限内容にまで介入 し得るものではなく、このことから地方公共団体の長の 有する予算執行機関としての職務権限には、おのずから 制約が存するものと言うべきである。

教育委員会の職務権限

同法第21条、教育委員会が学校、その他の教育機関 の設置、管理及び廃止、教育財産の管理、教育委員会及 び学校その他の教育機関の職員の任免、その他の人事な どを含む地方公共団体が処理する教育に関する事務の主 要なものを管理執行する広範な権限を有すると定めてい

すなわち同法は、教育行政については、教育委員会の 固有の権限とすることにより、教育の政治的中立と教育 行政の安定の確保を図るとともに教育行政の財政的基盤 の確立を期することをしたものと解される。

版は、

議員

(8)

栗田

町長は、 会の結論を

町長

教育長も最終的には、 方向に進んでもらえると思います。 との考えだが? 私と同じ

町長の認識を伺います。 問 |教育長の小学校の 現 状説明に対して

規模化による教育環境を ています。 ないような現状に憂慮し HJ また、小中学校の適正 長 入せざるを得

が開校した後、 統合については放置され 平成27年に鞍手中学校 小学校の

整えることは、必要と考

員会を立ち上げ今日に至 声が多く寄せられたた ます。そこで、令和3年 っています。 調査を実施し、統合への に保護者へのアンケート ていたものと認識してい 小学校あり方検討委

複式学級を導

学校にしてはどうかとの 含めて統合場所を剣南小 方向で決まったと伺った の結論が、教育委員会も 2年間にわたる あり方検討委員会

> を持っているようです け入れられないとの考え が、どうですか。 町長はその結果を受

> > **B**J 長

受け入れることはできま 方が加味されていないの の観点からも、 ますし、更にまちづくり た教育大綱に基づいて行 とすることは、全面的に われるものと認識してい 剣南小学校を候補地 年に改正され 私の考え

ます。 に進んでもらえるよう協 育委員会が私と同じ方向 **H**J 長 今後、教育長と教 教育長は、 が任命してい

私

議していきます。

きではないですか。 持つ町長と協議をするべ り、予算編成や執行権を る教育委員会に権限があ 学校の統合などは、 教育行政を担当す

待して私の質問を終わり 出していただくことを期 ついては、早期に結論を こと及び候補地の決定に マイナス部分を解消する にはどうすればいいの 児童や教育現場への 学び伸びてゆくため 教育環境を整備 て児童が切磋琢磨



美和

議員

▲剣南小学校敷地



▲旧鞍手北中学校

3次鞍手町男女共同参画 基本計画の達成の見通しは?

的取扱いを受けないこ

一つ目に性による差別

対等な構成員として、

個

三つ目が男女が社会の

が確保されること。 性と能力を発揮する機会

目標達成に向けて取り組ん いきたいと考えており ます。

じられること。

が人としての尊厳を重ん

保険健康課長

が男女

されること。 と仕事とが調和できるこ 家庭生活・地域活動など 役割分担意識をなくし、 五つ目に固定的な性別 四つ目に人権侵害であ あらゆる暴力が根絶



典子 西藤

達成に大きく貢献。 区分を設定しており、A は取り組みが十分で目標 ĦŢ からDまでの 評価としてA B は

いるものは。

の基本理念に掲げられて

共同参画基本計画 |第3次鞍手町男女

> うなっているか。 ているが、達成状況はど 14の重点目標が掲げられ 基本目標とそれに基づく 一念に基づき四つの |この六つの基本理 標がD評価でした。 がC評価、2つの重点目

年の3月31日をもって解 男女共同参画ネットが今 う項目があるが、鞍手町 この計画には、 進体制の整備と言 推

取り組みと連動して進め られること。となります。 や基準、指針等世界的な 六つ目に国際的な規範 らず、目標達成に貢献で い。Dは取り組まれてお 目標達成に貢献度が薄 きなかった。としていま や貢献。Cは取り組みが 取り組みが目標達成にや

B評価、7つの重点目標 では、5つの重点目標が すが、令和3年度の状況

ĦŢ 鞍手町男女共

たと聞いています。 の高齢化と会員数の減少 により、今回解散に至っ 15年を経過して、 会員

的支援等は、どうなって う文言もある。町として の具体的取り組み、財政 進体制を充実して」と言 計画の中には、「町が推 |男女共同参画の実 現はこれからの事。

を行っています。 ĦJ 町からは年間 8万円の補助

た。今後、新たな組織を 立ち上げる心積りは。 40万円の補助金が出てい |規模は違うが、 隣の市では年 間近

解散に至った経緯は。 散を決定したと聞い

HJ

長

組織が必要か 何か核となる

察するなどの取り組みを 制定するのが大きな目標 であり、先進自治体を視 共同参画に関する条例を を立ち上げた際は、男女 行ってきました。 同参画ネット

えています。

トイレへの生理用品の

配置について

ていくのではないかと考 が、より良いものが出来

本理念に照らして 男女共同参画の基

いるのか。

教育長 町内の・

の配置が望まれるが。 も、トイレへの生理用品

うになっています。 室に行けば配布されるよ 校では、保健 小中学

判明することもあるた 虐待や貧困などの状況が 認することができ、また、 生活状況や家庭関係を確 えていません。 め、トイレへの配置は考 児童生徒に渡す際に、

事変更許可」についる画」と「鞍手開発の その他 の質問を行いました。 「六田川改修 計 \perp

織を作り上げていく方

まりによって、新たな組

住民の皆さんの意識の高 先して立ち上げるより、 と思いますが、行政が率

宇田川

店

小学校の洋式トイレの改善は?

町長 改めて検討します。

改善点は。 等の設備について問題や 問 レや給食センター | 町内小学校のトイ

刻な状況です。 超えており、老朽化が深 川小学校を除き築40年を 教育長 館など、 两

列をつくっている状況が が各学年に一つしかな 式トイレに女子児童が行 トイレは、洋式トイレ 剣南小学校では、洋 考えています。

あります。

自校式で中学校分は配食 理場を整備し、小学校は の老朽化が顕著です。 現在は約1,250食を 4年から給食を開始し、 する親子方式での整備を 提供していますが、建物 小学校が統合されれ 統合小学校に給食調

校舎・体

音

ては早く改善するべきで |統合するまでの間: 特にトイレについ

給食センターは、 昭和 つけることはできません 教育長

す。 が、一つでも多くの洋式 きたいというのが本音で トイレを設置していただ

ĦJ 改めて検討し

思います。 |候補地決定の経過 ていきたいと

教育長 から第3次 検討委員会

地を建設地に決定しまし 員一致で剣南小学校敷 いました。 委員会をそれぞれ3回行 後に総合教育会議と教育 提言書を受け取り、その 最終的に教育委員の全

亮

議員

教育長

町長の考えは。 育委員会の決定に対する 一の権限を有する教 |法的に候補地決定

と考えています。 ても、首長に責任がある から出された結論につい 任者として、 **B**J 長 教育長や教育 委員の任命責 教育委員会

教育委員会 は、予算を

|剣南小学校がふさ わしくない理由は。

ます。

きないと思っています。 は、夢のある小学校がで ĦJ 長 敷地面積で 剣南小学校の

員会の考えは。 なかったのでは。 を候補地にするべきでは 町長の考えでは最 初から剣南小学校 教育委

地内に整備されても、 保育と給食センターが敷 ンしたところ、100台 います。 さは十分であると考えて の駐車場を確保し、 実際にシミ 学童 広

ても、剣南小学校が最適 また、 小中連携を考え

> した。 な教育環境だと決定しま

考えは。 統合後に、 学級を取り入れる 少人数

自では厳しい現状があり 適だと思いますが、町独 教育長 人以下が最 理想では30

考えています。

えています。 学級がいいというより きる学校をつくりたいと も、もっと柔軟に対応で をもって動くべきだと考 したがって、30人以下 ĦJ 長 育は、柔軟性 これからの教



▲剣南小学校

的

信政留徳典美

勝晴

表紙の紹介

ミヤコワスレ(都忘れ)



町で春の花と言えばミヤコワスレ。 (都忘れ)。

開花時期は、4月から6月です。

花言葉は、「しばしの憩い」や「しば しの慰め」、「しばしの別れ」という花 言葉があります。

この花言葉の由来には、鎌倉時代に 承久の乱で敗北し佐渡に流された順徳 天皇が関係しているそうです。

として23年以 議会議長会から議員また、福岡県町村 されました。 治功労者表彰を受 \bigcirc 年以上在職 村議会議 治功労者表彰及び町 った者として特別自 に顕著なる功労の 者として自治功労者)あった者として自 域 \mathbb{H} T Ó 村議 村議会の 功労の て7年以上 振興発展に 福岡県町 長として7 会議長会か かっ 賢員が全 Ļ 運 功



受章されました。 別自治功労者表彰を国町村議会議長会特

新型コロナウイルス対策に関する議会の傍聴について

新型コロナウイルス感染症対策として、町民の皆様にはご迷惑をおかけしお詫び申し上げます。 6月議会も同様に下記の項目についてご協力いただきますようお願いいたします。

- 1. 発熱や咳等の症状があるなど体調がすぐれない方は傍聴をご遠慮ください。
- 2. マスクを着用し咳エチケットにご配慮ください。
- 3. 備え付けの手指消毒液で消毒したうえで傍聴してください。
- 4. 本会議の傍聴席は**通常30名を最大20名**に制限させていただきます。

傍聴をご希望の皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 ※なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しており、それに伴い対応方針(開会時間、 日程等)が変更する場合がありますのでホームページ等で随時お知らせいたします。

問い合わせ 議会事務局 四 42 局 2111 番 (内線 331)

る中で現在、小学校の統合!

ついて議論を交わしています

編集スタッフ 委 委 委 副委員長 委 議会議長 員 長 員 員 西 星 有 野 添 新 \blacksquare 谷 働 藤

3

発行責任者

正

彦

新谷

留晴

進めて参りたいと思います。見を十分に取り入れて早急に一町民及び保護者の方々の意急務と考えられます。

る上で、一貫校を含め統合はが、子どもたちの将来を考え

が完成し庁舎建設も始まいたまく変わろうとしているだけを政府は、季節性インフルエンザと同等の「5類」ンフルエンザと同等の「5類」とした。

本町においては、くらて病をが完成し庁舎建設も始まました。

編集後

記